

1. 放射線診療装置等に関すること

エックス線発生装置					
(呼 称) :					
エックス線装置 (高電圧発生装置) (注)	製作者名				
	型 式				
高電圧発生装置の台数		(1)	(2)		
高電圧発生装置 定格出力等	連 続	KV	mA	KV mA	
	短 時 間	kV	mA sec	kV mA sec	
	蓄 放 型	KV	μ F	KV μ F	
エ ッ ク ス 線 管 装 置 等	エックス線管球の数		管球		
	用 途	①	①	①	
		②	②	②	
		③	③	③	
	最 高 定 格		kV	kV	kV
	利用線錘以外の空気カーマ率		則30-1-1	適 ・ 不適	
	総 ろ 過		則30-1-2	適 ・ 不適	
	利用線錐可動絞り装置		則30-3-1	適 ・ 不適	
	管焦点皮膚間距離		則30-3-2	適 ・ 不適	
透 視 用 装 置		則30-2	適 ・ 不適		
移動型・携帯型装置		則30-3-3	適 ・ 不適		
胸 部 集 検 用 装 置		則30-4	適 ・ 不適		
治 療 用 装 置		則30-5	適 ・ 不適		
エックス線診療室名 (保管場所)					

[記入上の注意]

- ①エックス線発生装置ごとに記入する。
- ②高電圧発生装置が2台ある場合は定格出力を2列に分けて記入する。
- ③用途欄は、主たる使用目的を具体的に記入する。
診断用 → 直接撮影・断層撮影・乳房撮影・CT・移動型または携帯型
- ④X線診療室以外に移動型・携帯型装置を保管する場合は鍵のかかる場所を記入する。